

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策
閲覧可能な 行政記録情報	住民基本台帳 (住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)、第7条(住民票の記載事項))	住民基本台帳法11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	市区町村(総務省自治行政局市町村課)	国勢調査(総務省)	欠測値等の補完	調査結果の精度確保	市町村が取り扱う個人情報の保護の適正な管理などを定めた個人情報保護に関する条例の申請が必要となり、個人情報保護審議会への意見照会など、手続きが煩雑な場合がある。
				旅行・観光消費動向調査(国土交通省)	母集団情報		行政記録情報を利用する手続きが煩雑(市町村の条例等による申請手続きが必要。様式は市町村によって区々であり、申請にあたっては調査委託先からの申請で済む場合と調査実施者からの申請も必要となる場合があるなど申請手続きの統一化がされていないため。)調査対象のプライバシー等への配慮が必要
				家計消費状況調査(総務省)	母集団情報		閲覧できる情報が自治体によって異なるため、調査世帯名簿を作成するのに必要な情報を得られないことがある。閲覧手続き、閲覧期間等が自治体によって異なるため、統計局及び調査受託事業者の事務手続きが煩雑となる。自治体によっては閲覧に手数料を要する。
	商業・法人登記データ (商業登記法第6条(商業登記簿)等)	商業登記法第10条(登記事項証明書の交付)	法務省(民事局)	経済センサス(総務省等)	名簿情報の捕捉	これまで調査員調査のみでは把握が困難であったSOHO等の事業所の捕捉率を高め、より正確な母集団名簿を提供することが可能となる。	登記情報には、産業分類、従業者数等の情報がないことなら、登記情報を活用し事業所母集団情報の補完を行うためには、別途調査を実施する必要がある。
				民間給与実態統計調査(国税庁)	母集団情報	名簿の整備等	
	牛個体識別台帳 (牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第6条(牛個体識別台帳に関する情報の公表)	農林水産省(データベースの管理については、独立行政法人家畜改良センター)	畜産統計調査(農林水産省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 ・母集団情報	調査項目の削減による、記入者(調査客体)への記入負担の軽減。 ・調査項目の簡素化による郵送調査化。	出生時の登録及び出生から数か月間における育成・肥育等を行う農家間の移動などに関する登録等に遅れがみられる。これにより、飼養頭数等の取りまとめに使用する「月別出生頭数」などの月別データについて、新しいデータほど誤差が大きくなる傾向がある。
遊漁船業者登録簿 (遊漁船業の適正化に関する法律第5条)	遊漁船業の適正化に関する法律第8条(遊漁船業者登録簿の閲覧)	都道府県	遊漁採捕量調査(農林水産省)	母集団情報	調査対象となる母集団の正確な把握	「遊漁船業者登録簿」の一般閲覧が法律によって義務付けられてはいるものの、個人情報保護の観点(条例等)から情報提供に慎重な自治体が存在するようになった。遊漁船業者登録簿は本調査の母集団情報として利用するため、漏れなくすべての都道府県から情報入手することが必要ことから、都道府県担当者への電話連絡に加え、文書による依頼など、情報入手のための手続きが煩雑となった。	
建設業許可データ (建設業法第5条)	建設業法第13条(規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。抜粋、提出書類の閲覧)	国土交通省(総合政策局建設課)	建設工事統計調査(建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査)、住宅用地完成面積調査(国土交通省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 ・母集団情報	建設工事施工統計調査と住宅用地完成面積調査については、許可番号、商号名称、代表者氏名、住所、資本金、郵便番号、電話番号等の内容を調査票にプレプリントしており、記入者の負担軽減を図っている。		
閲覧可能な 行政記録情報(一部情報)	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿(道路運送車両法、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令)閲覧可能な制度があるのは、自動車登録ファイル	道路運送車両法第22条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる(登録事項等証明書等)	国土交通省(自動車交通局) 軽自動車検査協会	自動車輸送統計調査(国土交通省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 ・母集団情報	統計精度の向上	車検データに調査対象車両の使用上の郵便番号、電話番号等の情報が含まれていない。 車検データを入手するための手続きが煩雑。 車検データは年に3回入手し、入手1回につき4か月分の調査対象車両を選定しているため、車検データの入手から調査実施までに期間を要し、入手した車検データと実態との間に乖離が生ずるケースがある。 車両の使用上の氏名、住所及び車両ナンバー等の個人情報を扱うため、個人情報が漏れることのないよう配慮。

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策
閲覧可能な行政記録情報(一部情報)	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿(道路運送車両法、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令) 閲覧可能な制度があるのは、自動車登録ファイル	道路運送車両法第22条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる(登録事項等証明書等))	国土交通省(自動車交通局) 軽自動車検査協会	自動車燃料消費量調査(国土交通省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 母集団情報 統計の正確性等の検証	統計精度の向上	軽自動車検査記録簿に、当方が必要としているデータの一部が含まれていない。 車検データに調査対象車両の使用者の郵便番号、電話番号等の情報が含まれていない。 車検データを入手するための手続きが煩雑。 車検データは年に3回入手し、入手1回につき4か月分の調査対象車両を選定しているため、車検データの入手から調査実施までに期間を要し、入手した車検データと実態との間に乖離が生ずるケースがある。 車両の使用者の氏名、住所及び車両ナンバー等の個人情報を扱うため、個人情報漏れることのないよう配慮。
個別法で閲覧可能な行政記録情報とされていないが省内で活用されている行政記録情報	医療施設の開設、廃止、変更等の届出(医療法第8条の2第2項、医療法第9条第1項、医療法施行令第4条の2第1項 他)	- なし -	都道府県、保健所を設置する市又は特別区	医療施設調査(医療施設動態調査)(厚生労働省)	行政記録情報から統計作成	各都道府県・保健所を設置する市・特別区に届け出られた医療法に基づく届書から、各都道府県・保健所を設置する市・特別区において医療施設動態調査票を作成することにより報告を行うため、調査客体の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性、内容の正確性が確保されている。	既存の行政記録から作成するため、行政記録以上の情報について調査ができない。
	国年被保険者ファイル(国民年金法第108条の3)	- なし -	社会保険庁	国民年金被保険者実態調査(社会保険庁)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 母集団情報	保険料納付状況等、当庁で把握している情報を調査する必要がないことから、調査負担の軽減に資する。	
	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2、第15条、第19条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第4条、第5条、第24条、第33条)	- なし -	厚生労働省(労働基準局)	労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査、労働環境調査)(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮
		労働災害動向調査(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮		
		労務費率調査(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮		
	雇用保険適用事業所設置届(雇用保険法施行規則第141条)	- なし -	厚生労働省(職業安定局)	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	新設等の事業所を調査対象候補として活用	総務省統計局の事業所・企業統計調査の中間年で最新の事業所データ把握できない場合に活用し、新たに対象事業所に加えることで、調査結果が最新の状況を反映	
	漁獲成績等報告書(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第28条、承認漁業等の取締りに関する省令第22条)	- なし -	水産庁	海面漁業生産統計調査(農林水産省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成	国への二重報告を防ぐことにより報告者の負担を軽減。 調査経費の削減。	農林水産大臣に提出される漁獲成績等報告書について、漁業者からの提出時期の遅れにより、取りまとめ期間が十分に確保できないなどの支障が生じることがある。
石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた申請・届出(石油の備蓄の確保等に関する法律第13条、第23条、第24条、第25条)	- なし -	資源エネルギー庁(資源・燃料部石油精製備蓄課)	石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査、石油設備調査(資源エネルギー庁)	母集団情報	統計精度の向上		

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策
個別法で閲覧可能な行政記録情報とされていないが他省で活用されている行政記録情報	「出生の届書、死亡の届書、婚姻の届書、離婚の届書」 「死産の届書」 （「人口動態調査令」、 「戸籍法 第28条、第49条第3項、第86条第2項、戸籍法施行規則第59条、出生証明書の様式等を定める省令第2条、医師法施行規則第20条」、「死産の届出に関する規程第10条、死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令第3条」）	- なし - 【参考】 戸籍法第10条の2第2項(国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。) 平成20年5月1日施行	市区町村	人口動態調査(厚生労働省)	行政記録情報から統計作成	各市区町村に届出られた戸籍法等に基づく届書から、調査に必要な項目を、市区町村において人口動態調査調査票に移記することにより調査票を作成し、報告を行うため、調査客体の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性、内容の正確性が確保されている。	既存の行政記録から作成するため、行政記録以上の情報について調査が出来ない。
個別法で守秘義務が規定されているが省内で活用されている行政記録情報	特許・実用新案・意匠・商標出願人データ(特許法・特許法(第36条)、特許法施行規則(第23条)(正式名称無し))	特許法第200条(特許庁の職員又はその職にあつた者がその事務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。)	特許庁	知的財産活動調査(特許庁)	母集団情報	知的財産活動調査は、主に産業財産権に関する調査のため、産業財産権の出願実績があった者を対象に調査を実施することにより、高い統計精度が得られる。	制度上の問題 出願人リストは、公開情報と非公開情報があるため、全ての出願人に関する情報が利用可能なわけではない。出願人の情報は、一年六月後初めて公開されるため、出願から一年六月を経過しない情報は利用できない。(特許法第64条) 行政記録情報が最新のデータとは限らない。 特許庁で保有する出願人データは、申請人(出願人)の転居や、企業等の名称変更などがあつた場合でも、特許庁に対して住所や名称の変更届け等が提出されていない場合、古い情報のままである。 行政記録情報を利用するための作業が繁雑。 出願人データは申請人識別番号によって管理されているが、同一の者でも、複数の申請人識別番号を持つケースがあり、リストとして活用するためには名寄せの作業が必要となる。また、住所や名称でも一字一句の違いで、別人と成り得るため、名寄せの作業が必要である。
個別法で守秘義務が規定されているが他府省で活用されている行政記録情報	国民年金第1号被保険者に係るデータ(市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料(税)賦課台帳の抽出)	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)	市区町村	国民年金被保険者実態調査(社会保険庁)	行政記録情報から統計作成	調査客体について、市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料(税)賦課台帳から市区町村職員(国民年金事務担当者)が必要事項を所得等調査票に転記	国民年金法第106条、第108条に基づく調査の実施

事務局追加事例(第1回会合参考資料4 - 2等に基づく)